



Title	<書評> 寺田浩明『崇明縣志』に見える「承價」「過投」「頂首」について：田面田底慣行形成過程の一研究
Author(s)	片山, 剛
Citation	法制史研究. 1987, 36, p. 359-363
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27064
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

書評
大學生洋文化研究所紀要第九八冊

寺田浩明「『崇明縣志』に見える「承價」「過投」「頂首」について—田面田底慣行形成過程の一研究—」(東京

大學生洋文化研究所紀要第九八冊)

作經營がその經營收益行為の獨自獨立の正當性を、對社會的に獲得していく過程の解説である。主たる使用史料である康熙・乾隆・光緒・民國各刊の『崇明縣志』を、著者にならい、以上、それぞれ康熙志…と呼び、また、例えば、康熙志記述が對象とする時期を康熙志期と呼ぶことにする。

I 本論文は、概念的分析により、田面田底慣行の傳統中國土地法の論理全體における位置づけを検討した論文「田面田底慣行の法的性格」(以下、著者の稱呼にならい前稿と呼ぶ)を發表した著者の、第二作目である。前稿での「管業」構造への着目、土地をめぐって成立する賣・典・租佃等の諸類型がもつ兩義性・流動性、そしてこれら諸類型間にある構造的共通性の指摘、さらに田面田底慣行の形成を、初發と展開とに分つて動態的に把握していく構想力等は、評者にとって極めて新鮮、かつ魅力的であった。

本論文は、前稿の成果をふまえ、田面田底慣行の歴史的形

成・存續に關するひとつの事例分析として、清初から民國初に至る揚子江河口の中洲たる江蘇省崇明縣をとりあげ、當該地域の社會經濟的契機とその法的歸結の具體像を解明せんとした作業である。この作業では、史料から一次的に抽出する事實認識において、先行研究たる藤井宏・草野靖兩氏所説と相違があるだけでなく、二次的抽象化を行なう論理構想においても、兩氏(とくに草野氏)所説と相違がある。本評では、紙幅の都合もあり、著者を含む三氏間の異同よりも、著者自身の立論に重點をおいて紹介・批評していくことにする。

なお、本論文における基本的問題視角は、前稿同様、佃戶耕

II 本論文の構成は、以下のとおり。
第一節 沙地開墾制度としての買價承價制
第二節 過投と買價承價制
第三節 康熙乾隆志における承價と過投
第四節 清初以前の崇明租佃慣行・試論
第五節 光緒民國志における頂首と過投
おわりに

「はじめに」では、仁井田陞氏以來、一田兩主制の典型例として考察されてきた、崇明島の「買價承價」制について、とくに藤井・草野兩氏所説の整理・紹介を行ない、膠着状態に陥っている兩氏論争を、より生産的なものにするべく、著者は史料に即した事實への徹底した還元を提倡する。そして、清初から民國初にかけて崇明租佃關係をめぐり生起していた諸事實、具體的には「買價承價」「過投」「頂首」三概念について、可能な限りの實態理解と再構成を、以下、行なっていく。

第一節では、買價承價制をいきなり一田兩主制と結びつけて分析することを避け、最小限確定しうるその制度内容、及び制度の始期・終期を検討する。制度内容については、①買價承價

制とは、業主（田主）による個別沙地管理と佃戸によるその開墾とに基盤をおく開墾方式に對應した構成であり、②買價とは、田主のもの業主權であり、③承價とは、沙地開墾をめぐり、成田後における秋租三分の一の得分權として最初から設定されている単位である。④田主は、佃戸との開墾請負契約を締結する際に、その承價なる単位の中から、開墾難易・必要開墾工本の多寡に應じた分量を佃戸に分與する。⑤この形式によつて佃戸の開墾工本負擔は清償され、以後、佃戸は分與された承價の利益（具體的には減租）を享受する。⑥敢えて全ての承價（具體的には秋租三分の一の減租）を得たい佃戸は、開墾着工時に投生銀を支拂う、と整理する。

制度の始期については、康熙志編者には、この制度が相當古くからある慣行と見えていたことを指摘し、終期については、圩頭が開墾主體となり、田主がその開墾工本を金錢補償して成田を回収する、新開墾處理方式が一般的に出現する乾隆期を考える。

第二節では、過投に言及する史料を幅廣く検討し、その共通する屬性として、議租法という收租方法を探る佃戸耕作經營の開始に當り、當該佃戸より或いは前佃に、或いは田主に對して支拂われる金錢であること、即ち、開墾それ自體とは次元を異なる概念であることを指摘する。ここで議租法とは、秋收後に田地上で收穫物現物を中分する分租法とも、また、嚴密な定額租とも異なり、基準租額は決まつていても、實際の納租額はその年の豐凶に應じて減免が行なわれる收租法である。以上

から、過投を投生銀と等置する藤井説と、過投を頂首と同じ押金と解釋する草野説とを批判する。

ただし、買價承價制下、現實に採られた收租法は議租法であり、康熙・乾隆兩志上の承價主佃戸は、買價承價制と議租法という二重の屬性の中に居たことを指摘する。

第三節第一項では、過投の法的性格の變化につき、①康熙志に鏡える過投は、初發の姿を示しており、それは、換佃時の佃田引き継ぎ（「過田」）に際し、前佃の肥培等により、時に、議租地佃作經營が相對的に價値を持つている場合、この價値に対して後佃が前佃に支拂う（「投」）金錢、即ち、佃戸間の「立退料」（前稿、參照）の一種であつたこと、②乾隆志に鏡える過投は、展開後の姿を示しており、それは、康熙志期以後における議租地佃作全般の價値化（著者はその要因として、小作相場變動による、議租法の基準租額舊額全般の相對的低額化を考える）、そして、全議租地における佃戸間での過投授受慣行の波及といふ事態に對應して、田主の側が新規開墾時に議租法を採用する場合に、その對價として徵收するに至つたもの、と説明する。

第三節第二項では、康熙・乾隆兩志上の承價主佃戸の法的性格について検討し、①藤井氏は田面權成立のメルクマールを佃戸による承價處分權の成立と考え、これに關する積極的記述がはじめてみられるのは乾隆志であると主張する。②著者は、藤井説に賛同しつつも、康熙志で「承價交易の券」と説明されている「承契」に着目す

れば、康熙志刊行當時、すでに佃戸間での承價相承は盛んであり、以後次第に承價賣買へ移行していくこと、即ち、佃戸間での承價賣買＝田面權成立の時期は、藤井説の清中期より早く、清初に措定できること、を主張する。

第四節では、清初の買價承價制の大前提たる、佃戸開墾に應じて田主が佃戸に承價を分與する慣行それ自體の形成について、いくつかの前提と論理的媒介項とを設定して假説を提示する。

まず、元末の史料『南村輟耕錄』「釋怨結姻」説話を検討し、ここから、清初の過投・承價兩慣行にみられる、換佃時、佃戸間で該地佃戸經營の經濟的價値に見合った金錢が授受されるという形式そのものは、元末より存在すること、を明らかにする。

次に、買價承價制の内實に關する發生・展開を、清初の承價が有する、その名稱・單位の不自然さ等から、次の如く推測する。發生段階：①買價承價制は、崇明田主が、他地より相當低額（さしあたり、清初にならない秋租三分の一の減額）の租負擔を條件に、開墾佃戸を招募したことに淵源し、②開墾佃戸が田主から承受し、佃戸間で相承する。この租負擔有利な價値が承價と呼ばれるようになった。展開過程：發生以後の展開は、①開墾者佃戸が承價を承受・相承すること全般の形成、即ち、承價處分面での佃戸權限の明確化、質的強化＝廣義の形成相と、②佃戸間の開墾地獲得競争の激化に起因する、開墾により佃戸が取得する承價の縮減、投生銀投納、承價辭退、最終的には投下工本額相當分だけの承價分割分與制

度の形成、即ち、佃戸取得承價の量的削減＝狹義の形成相との、二重の相から成り、この兩相の歸結として清初に至った。

なお、廣義制度の始期は、元末と考えてもおかしくないこと、狹義制度が全島全開墾地を覆う普遍的な制度となつたのは、康熙・乾隆兩志間であったことを指摘する。後者の指摘は、買價承價制を、その發生段階當初より、現實の投下工本額に嚴密に對應する「工本償還制度」であったとする草野説への批判となつてゐる。

最後に、①佃戸間の開墾競爭激化は、佃戸取得承價の量的削減とともに、勢豪層による爭奪活動と沙地支配＝買價承價制の基盤たる田主による個別沙地管理の弱化、をもたらしたこと、②康熙・乾隆兩志間における坪頭（勢豪）層の領域的沙地支配確立は、工本償還制度に純化した買價承價制を、その制度的精緻化の極において解體させていたこと、を指摘する。

第五節では、乾隆期から民國期における崇明租佃關係の中心的爭點たる頂首について、これが過投とは全く別の構成であること、そして、全く別の論理から、過投と同じく田面田底慣行形成の一契機となつたことを論證する。

まず、過投について、①乾隆期の新開墾體制移行後、收租方法としては一般に分租法が採られ、過投慣行は減少したこと、②しかし、一部で採られた議租法を通じて過投慣行は存續し、民國期には佃戸間での處分權を自明に認められた過投地（面地）に成長していったこと、③したがつて、過投の構成も田底慣行形成の一契機であったことを述べる。

次に、民國期、過投と同じく議租法と佃田處分の屬性をもつていた頂首について、その發生から展開に至る過程を再構成する。發生段階・①出現當初の頂首は、新聞體制への移行・承價の消滅・分租法の採用・過投授受の廢止という事態の中で、欠租擔保の目的から改めて導入された押租であり、②したがって、過投とは全く別種の構成であった。展開過程・ここでは、量的變化・頂首額の高騰と、これがもたらす質的變化・法的變化との二段に分け、前稿の成果（押租納入と租額低減との連関、佃戶耕作經營と田主租佃經營との“管業”としての同質同格性）をフルに活用して再構成する。①納入押租額の年利分に見合う減租とリンクする頂首額の増加は、頂首のもつ欠租擔保としての性格よりも、潛在的に有する“地價”的一種としての性格を強める。②これに光緒年間の田價高騰が加わり、頂首額が一舉に田價の二分の一以上に達すると、佃戶は田主よりも多くの“地價”を分有していると意識し、③その結果、田主當初の恩感をこえて、佃戶が土地處分の主導權を握るに至り、田面慣行を形成する。

「おわりに」では、崇明縣における田面田底慣行形成・存續について、その形成要因は佃戶開墾（承價）以外に、頂首（押租）と過投の少なくとも二種類あったこと、即ち、或いは同時に進行的、或いは繼起的に少なくとも三種三度の田面形成過程が存在し、三者の總計として田面田底慣行は形成され、存續したと總括する。

III 以上の簡単な紹介では、著者の嚴密な史料解釋と、展開

過程についての論理的動態的な構想力を十分に傳えることができないことを危惧しつつ、以下では、著者の問題視角について若干の感想を述べることにする。

Iで述べた如く、著者が田面田底慣行の形成・存續を論じる場合の視角は、佃戶が、その經營收益行為の、田主の干與を媒介としない獨自獨立の正當性を獲得する過程の解明であった。そして、この視角は、前稿で田面權を定義するに當り、一田兩主の土地賣買と一田一主の土地賣買との間の共通性として、“管業”構造があること、即ち、田面主も、田底主も、田主と同様に、その經營の正當性を前經營者（＝前佃戶）から付與されていること、この點に着眼したことに基づいていた。したがって、本論文及び前稿に關して、多少なりとも生産的な論評を行なうには、かくの如き視角、ないし着眼そのものの有効性と、その問題點について何がしかを語ることが、評者としての最低限の義務となろう。

まず、佃戶（とくに田面主）と田主とを、“管業”構造を媒介にしてみた場合、どちらも獨自獨立の正當性をもつ經營者であるという共通性、したがって同質同格の側面をもつ點を指摘できる。そして、それがさしあたりは、經營の正當性という側面に限定された同質同格性であることも明らかである。したがつて、他方では、兩者の間に、經營の内實（具體的な經營の仕方・原理）における異質性、さらには格差（さしあたり、田主の徵租權に起因するものを想定）を指摘することもできよう。本論文第五節において、著者は、頂首額の高騰から田面慣行

形成への過程を、佃戸と田主の同格性の側面から説明を試みた。すなわち、佃戸が田主に對して、經營者としての同質同格性の意識をもつた時に、田面形成への動きが始まる、ともいえよう。

この點、著者の『管業』構造¹⁾同質同格性への着眼は、田面慣行形成の動態的分析に必要不可欠な武器となろう。

しかし、他方、次の疑問を抑えることもできない。即ち、田面慣行の形成、そしてその存續を支えるものは、常に、同質同格の側面だけであろうか。例えば、清末の人陶煦の『租覈』「別異」には、田面權をもつにもかかわらず、田主の小作料つりあげに抵抗できない佃戸が登場する、ここで田面は、著者の田面定義に合致するものと考えられるから、かような田面主佃戸の姿は、佃戸の田主に對する異質性、あるいは格差が大きく前面に出た場合、と考えることもできよう。したがって、田面田底慣行の形成・存續を語る場合、いかなる状況・條件が同質同格の側面を前面に出させるのか、また、いかなる状況・條件が異質・格差の側面を前面に出させるのか、と問題を立てることも必要と思われる。換言すれば、田面慣行を定義するに當り、經營の正當性を語るのみで十分かどうか、ということにならう。今後の事例分析により、著者の田面定義がさらに鍛えられ、分析の切れ味がますます鋭利かつ魅力的となることを期待したい。

(1) 東京大學東洋文化研究所紀要、第九三冊、昭和五八年。

(2) 岸本美緒『『租覈』の土地所有論—『中國——社會と文化』第一號、一九八六年』は、本評の文脈とは異なるが、田主の恣意²⁾による

濟外的強制という觀點を、安易に導入するのを避け、獨自の小農的合理性（眞體的には失業の回避）という觀點から、佃農の田面所有と田主の田底所有との異質性を指摘し、兩者の同質性同格性を強調する陶煦の論理破綻を批判する。

（高知大學人文學部助教授・片山 剛）